

平成27年度 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン

- 1 目的： 消費者契約トラブルは年々複雑化・様化してきており、社会経験が浅く、契約や交渉に不慣れな若者は、トラブルに遭いやすい。また、トラブルに見舞われても適切な行動をとれず泣き寝入りするなど、被害を受けることが多い。

そこで、高校卒業予定者・新成人・新社会人等を対象に、県内の消費生活に関する相談窓口開設各機関が連携し、みだしのキャンペーンを実施して若者被害の未然防止・拡大防止を図る。

- 2 実施期間：平成28年1月～3月
3 参加機関：福井弁護士会、福井県司法書士会、消費者団体、福井県警察本部
各市町（各市消費者センター、各町消費者行政担当課）、福井県
4 主な事業内容

(1) 若者トラブル110番（若者電話相談）

（福井県消費生活センター・嶺南消費生活センター）

平成28年1月4日～3月31日 9時～17時

祝日を除く毎日受付（ただし、嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館）

（9市の消費者センター）

平成28年1月4日～3月31日

8時30分～17時15分（参加機関によって受付時間が異なります。別紙参照。）

月～金曜日（祝日を除く）受付。

（福井県警察本部）悪質商法110番 0776-2^{つうほうでよくらし}4-4194（24時間受付）

：県警察本部あてのメールでも受け付けます。

（県警察本部HP TOP ページ「福井県警察へのメールはこちら」より）

（福井弁護士会）若者トラブル相談受付：TEL 0776-23-5255

wakamono110@fukuben.or.jp（若者相談専用メールアドレス）

平成28年1月4日（月）～3月31日（木）の期間、メールおよび電話で受け付け（土日を除く）

受付時間：9時～16時30分（メールは随時）

※期間中に相談申し込みがあった方へ、担当弁護士から連絡して電話相談。

（福井県司法書士会） TEL 0776-30-0771

若者110番 電話特別相談日：平成28年2月10日（水） 10時～16時

(2) 啓発リーフレットの配布

- ① 成人式にて配布
- ② 高等学校卒業予定者に配布
- ③ 専門学校等で配布
- ④ 期間中を通して定期的にリーフレットを配布

H28年1月～3月 毎週金曜日 午後4時30分～5時00分

AOSSA 1階アトリウムにて啓発用リーフレットを配布。

※H28年2月10日（水） 県下一斉キャンペーン

県内各市町で一斉に若者に対する啓発を行う。

（県センターは午後5時～6時にJR福井駅付近にてリーフレット配布）

(3) 広報誌等での啓発

- ① 「くらしの情報ふくい（1月号、2月号）」に掲載
- ② FBCラジオ「ふくい元気通信」（1月20日、2月3日）にて放送

(4) その他

消費生活相談員による出前講座、啓発パネルの展示（1月18日～22日：県庁ホール）

メルマガ登録推進、ならびに若者向けトラブル情報の配信

(若者向けの電話相談 受付時間)

| | | | | | |
|--------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 8時30分～17時 | 福井市 | あわら市 | 越前市 | | |
| 8時30分～17時15分 | 敦賀市 | 小浜市 | 大野市 | 鯖江市 | 勝山市 |
| 9時～ 17時 | 坂井市 | 県センター | | | |